

## 2 行政組織の充実と指導者の養成確保

### (1) 行政組織

#### ① 県における行政組織

社会体育行政の充実を図るため、担当職員の適正配置に努める。

#### ② 市町村における行政組織

地域におけるスポーツの振興を図るため、社会体育行政組織の整備充実と専任の担当職員の配置を促進するとともに、体育指導委員の資質を高めるよう指導に努める。また、派遣社会教育主事（スポーツ担当）制度の存続を図るとともに、計画的な派遣に努め、社会教育主事（スポーツ担当）の自主設置を促進する。

### (2) 指導者

#### ① 県における指導者

指導者の養成と資質の向上を図るため、各種講習会・研修会の拡充に努める。

#### ② 市町村における指導者

指導者の資質を高めるため、研修会等を積極的に開催するとともに、指導者の組織化とその活用を図るよう指導に努める。

#### ③ 民間における指導者

体育・スポーツ関係団体が、指導者の養成を積極的に行うよう指導に努める。

## 3 スポーツ活動の促進

### (1) スポーツ活動

#### ① 県におけるスポーツ活動

県民の積極的なスポーツ活動を促進するため、県総合体育大会及びスポーツ教室等各種事業の充実を図るとともに、幅広い年齢層を対象として事業の拡大に努める。

また、体育・スポーツに関する情報の提供に努めるとともに、「県民スポーツの日」（仮称）を設定するなど、県民のスポーツに対する意識の啓発に努める。

#### ② 市町村におけるスポーツ活動

各種事業の充実と、参加者の増大を図るよう指導に努める。また、「スポーツ都市宣言」や「市町村スポーツの日」（仮称）を設定し、住民のスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、スポーツ活動の日常化を促進する。

### (2) 競技力

競技力の飛躍的な向上を図るため、各競技団体の育成に努める。

### (3) 学校体育施設の開放

施設・設備の充実など諸条件の整備を図り、学校体育施設の開放を促進する。